

# 負債・持分概念を巡る混迷

—— IASB 「概念フレームワーク」プロジェクトおよび  
「持分の性質を有する金融商品」プロジェクトを中心に——

池田 幸典

## 1. 問題意識と議論の背景

現在、多くの会計基準設定主体が、概念フレームワークを作成する試みを行っており、成文化したしなにかかわらず、概念フレームワークに関連する文書を公表している<sup>1</sup>。

とくに国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) の概念フレームワークでは、資産から負債を引いた残余が持分であり、負債を積極的に定義し、持分を残余とするアプローチ、すなわち負債確定アプローチが採られているとされる。概念フレームワークに従って負債の定義を機械的に適用すれば、負債の定義に合致するものが負債になり、負債の定義に合致しないものが持分になるので、当該問題は簡単に解決するかのように見える。

しかし、IASB における負債・持分の区分問題に係る議論では、概念フ

---

1 国際会計基準審議会 (IASB) や米国の財務会計基準審議会 (FASB) では、成文化した概念フレームワークを公表しているが、日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) やドイツ会計基準委員会 (DRSC) では、討議資料や公開草案を公表したが成文化には至っていない。しかし、いずれにせよ概念フレームワークを作成しようと試みてはいる。

フレームワークにおける負債の定義をすべての項目に機械的に適用することができず、議論は二転三転し、混迷を極めており、いっこうに解決する気配が見えない。なぜ議論が混迷をきたしているのだろうか。

本稿では、IASB「概念フレームワーク」プロジェクトおよび「持分の性質を有する金融商品」プロジェクトにおける議論の混迷を明らかにし、そしてその理由（理論的な理由、政治的な理由）を明らかにする。そのうえで、政治的に解決するには話し合いと合意によって決まるので方向性が見いだせないが、理論的な解決を図るには負債や持分の定義をすべての項目に機械的に適用するしかないことを論じる。

## 2. 負債・持分の区分に係る方法

### (1) 負債・持分の区分に係る方法に関する類型化

負債・持分の区分に係る方法は、負債・持分の定義とその組み合わせによって決定されるが、その方法については表1のようにさまざまな類型が存在しうる。

負債と持分を同じ次元のものと定義し、両者の区分を行わない場合は、貸借対照表の貸方は1つの区分しか存在しない。1区分説をとる場合、会計主体論におけるエンティティ論を前提に (Pope and Puxty [1991] p. 909 ; Kimmel and Warfield [1993] pp. 33-41), 「資産 = 諸持分 (equities)」 (Paton [1922] p. 77 ; Vatter [1947] p. 19 ; FASB [1990] par. 222) とするか、または「資産 = 負債」となる。

多くの論者や会計基準設定主体は、2区分説を採り、負債と持分を区分して定義することを前提に議論をしている。この場合、貸借対照表の貸方は2つに区分される。2区分説にもいろいろなバリエーションがあり、負債を定義して持分を残余とする負債確定アプローチと、持分を定義して負債を残余とする持分確定アプローチの他に、項目によって負債確定アプ

ローチと持分確定アプローチを使い分ける方法（併用アプローチ）や、連携関係を2つ用意して持分概念を2通り用意する方法（2連携アプローチ）もある。負債確定アプローチを採る論者もおり（Kerr [1984] p. 75; Kerr [1989] p. 71; 池田 [2015a] 9頁）、また、IASBやFASBの概念フレームワークは負債確定アプローチを採っている（FASB [1985] par. 35, par. 49; IASB [2010g] par. 4.4(b)(c)）し、IASBの概念フレームワーク公開草案も負債確定アプローチを採っている（IASB [2015c] par. 4.24, par. 4.43）。しかし、実際の会計基準である国際会計基準第32号（IAS32）や米国基準では必ずしも負債確定アプローチが貫徹しておらず、項目によってはかつてのFASB基準書第150号（FASB [2003], SFAS150）やIAS32のように部分的に持分確定アプローチを採用した会計処理が規定される場合<sup>2</sup>もあれば、現在の米国の会計基準体系（Accounting Standards Codification, ASC）のように中間項目説<sup>3</sup>を用いている場合もある。他方、Ohlson and Penmanや、FASB予備的見解や、欧州事前会計活動グループ（PAAinE）討議資料などは持分確定アプローチを採る（Ohlson and Penman [2005] pp. 26-27; FASB [2007] par. 19, par. 27; PAAinE [2008] pars. 4.20-4.21,

---

2 IASBの2013年の討議資料でも、原則的に負債確定アプローチによりつつ、例外的に持分確定アプローチが採られる（IASB [2013b] par. 5.34(a)(b), par. 5.57）。

3 ASCの本来の規定では、償還義務を負う株式や償還義務を負う非支配株主持分などを負債とする（ASC, par. 480-10-25-4）が、当該規定の適用は延期されている（ASC, par. 480-10-65-1）。代わりに、米国証券取引委員会（SEC）登録企業では、会計連続通牒第268号（SEC [1979]）を適用して、負債ではなく一時的持分（temporary equity）として表示する（ASC, par. 480-10-S99-3A-3, par. 480-10-S99-3A-4）。一時的持分のカテゴリーは「準持分」（FASB [1990] par. 206）と位置付けられることから、ASCはSEC登録企業については中間項目説を採用していると解される。いっぽうこの規定は、SEC登録企業に対するものなので、SEC未登録企業に対しては適用されない。

表1 区分方法の類型化

区分方法の類型		主な論者
1区分説		Paton [1922] ; Vatter [1947] ; Pope and Puxty [1991] ; Kimmel and Warfield [1993]
2区分説	負債確定アプローチ	Kerr [1984] [1989] ; FASB [1985] ; IASB [2010g] ; 池田 [2015a] ; IASB [2015c]
	持分確定アプローチ	Ohlson and Penman [2005] ; FASB [2007] ; PAAinE [2008] ; 徳賀 [2014] (ただし表示上は3区分以上)
	併用アプローチ (負債確定アプローチと持分確定アプローチの併用)	FASB [2003] ; IASB [2013b] ; IAS32
	2連携アプローチ	ASBJ [2006]
中間項目説	3区分アプローチ	Melcher [1973] ; Isert [2009] ; ASC (SEC登録企業に対する規定)
	4区分アプローチ	AAA・FASC [1999] [2001]

par. 7.6)。企業会計基準委員会（ASBJ）は連携関係を2つ設定し（徳賀 [2007] 199頁）、資産から負債を引いた金額を純資産としてその変動を包括利益とする連携関係と、株主資本を損益取引（純利益を生む取引）の基礎となる項目とする連携関係の2つを、1つの貸借対照表で組み合わせて表示している（ASBJ [2006] 第6-12項）。この場合は、包括利益と純資産の連携からみれば、負債と純資産の2区分説（負債確定アプローチ）であるが、株主資本と純利益の連携からみれば、負債、株主資本、および純資産のうち株主資本でないものとに3区分され、表面上は負債と純資産に2区分されるが、「事実上の中間項目」（池田 [2007] 113頁）が発生する。

しかし、2区分説では不十分と考える論者もあり、その場合は負債と持分のほかに、両者の中間項目を定義すべきであるとする。中間項目説では、中間項目をいくつ設置するかは論者によって異なるが、この中間項目説を採る場合、貸借対照表の貸方は3つ以上に区分される。Melcher<sup>4</sup>や

4 Melcherが提起する中間項目は「条件付持分金融（contingent equity

Isertなどは3区分アプローチを採り、中間項目を1つ設置することを主張する(Melcher [1973] pp. 123-127; Isert [2009] pp. 218-219)が、米国会計学会(AAA)は4区分アプローチを採り、中間項目を2つに分けることを主張している(AAA・FASC [1999] p. 307; AAA・FASC [2001] pp. 389-391)。中間項目を表示のためのカテゴリーとみるならば、それを利益計算上は負債または持分と位置付ける必要があるが、中間項目説の意図が明確な持分と明確な負債を示すことにある(徳賀 [1997b] 112頁)とするならば、徳賀 [2014]のように、利益計算上は持分確定アプローチを用いつつ、表示の上では、持分以外の項目を「一旦負債に分類した上で、負債の中を insolvency risk に基づいて細区分またはスペクトラム配列をする」(徳賀 [2014] 311頁)ことによって「実質的には、三区分以上」になるような中間項目を設置することになる(徳賀 [2014] 310-312頁)。つまり、持分以外の項目を『「負債, その他」の部』(徳賀 [2014] 311頁)に入れ、「負債, その他」の部をいくつかに分けるが、大別すると、明確な「負債」と、それ以外の「その他」に分けようとしている。

## (2) 基準設定主体および各論者の区分の方法の整理

貸借対照表の貸方について、基準設定主体および各論者の区分の方法を、定義とその組み合わせから整理していくと、以下の表2のようになる。

---

financing)」と呼ばれ、「転換社債、ワラント、ストック・オプション」が含まれる(Melcher [1973] p. 123)。他方、「株主持分は現時点での発行済み株式の所有者權益を表す」(Melcher [1973] p. 123)ので、それ以外の項目が負債になり、「条件付持分金融は企業の負債を示すが、その負債は単一ではない」(Melcher [1973] p. 124)としていることから、条件付持分金融というカテゴリーは「準負債」(FASB [1990] par. 217)と位置付けられる。

表2 負債と持分の定義の組み合わせに基づく区分の方法

区分方法の 類型	代表的な 文献	負債の定義	持分の定義	中間項目
1 区分説	Paton [1922]	なし	請求権	なし
	Vatter [1947]	なし	資金の拘束	なし
	FASB [1990] (pars. 219-228)	なし	請求権	なし
2 区分説 (負債確定 アプローチ)	Kerr [1984] [1989]	支払義務	資産から負債を控除した残 余に対する株主の請求権	
	FASB [1985]	支払義務	資産から負債を控除した残 余（株式会社の場合は株主 の請求権）	なし
	IASB [2010g] [2015c]	支払義務	資産から負債を控除した金 額に対する残余請求権	なし
	池田 [2015a]	支払義務	支払義務を負わない請求権	なし
2 区分説 (持分確定 アプローチ)	FASB [1990] (pars. 183-199)	持分以外の項目	株主の権益（または株主の リスクと同様のリスクを持 つ項目）	なし
	Ohlson and Penman [2005]	持分以外の項目	普通株主の請求権	なし
	FASB [2007]	持分以外の項目	最劣後請求権	なし
	PA AinE [2008]	持分以外の項目	会社の損失発生時に、その 損失を負担する請求権	なし
	徳賀 [2014]	持分以外の項目	最劣後請求権	利益計算 上、中間項 目は設定さ れない
		持分以外の項目（表示上、 明確な負債に該当し、「負 債、その他」の部のうち 「負債」に当たるもの）	最劣後請求権	持分以外の 項目（表示 上、明確な 負債に該当

負債・持分概念を巡る混迷

				せず、「負債、その他」の部のうち「その他」に当たるもの)
2区分説 (併用 アプローチ)	FASB [2003]	①支払義務のある項目（自社株式の払戻義務などを含む） ②一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要のある（あるいは決済できる）義務を含む金融商品であって、貨幣的価値が、(a)あらかじめ一定額に固定されている、(b)自社株式の公正価値以外の指数等の変動に基づいている、あるいは(c)自社株式の公正価値の変動とは反対方向に変動するもの	①支払義務を有さないもの ②一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要のある（あるいは決済できる）義務を含む金融商品であって、貨幣的価値が、自社株式の公正価値の変動とは同じ方向に変動するもの	なし
	IAS32 (2015年 4月現在 の規定)	①支払義務（ブックブル金融商品、および清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務のうち、条件を満たさないものも含む） ②自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含む非デリバティブ ③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数の自社の持分金融商品と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済される義務以外のデリバティブ	①支払義務がない金融商品 ②自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ ③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数の自社の持分金融商品と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ（何らかの一定額の通貨と交換に自社の持分金融商品を取得する権利、オプションまたは新株予約権を、デリバティブ以外の同	なし

			じクラスの持分金融商品の既存の所有者すべてに比例的に提供する場合も含む) ④プッタブル金融商品のうち条件を満たすもの ⑤清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務 (条件を満たすもの)	
	IASB [2013b]	支払義務 (一部のプッタブル金融商品等を除く)	支払義務 (一部のプッタブル金融商品等を除く) のない項目 プッタブル金融商品等 (条件を満たすもの)	なし
2区分説 (2連携アプローチ)	ASBJ [2006]	支払義務	資産から負債を控除した残余 (純資産)	なし
		支払義務	株主の權益 (株主資本)	株主資本から見た場合、株主資本以外の純資産項目が、事実上の中間項目
中間項目説 (3区分アプローチ)	Melcher [1973]	持分以外の項目 (ただし準負債項目を除く)	株式の所有者權益	転換社債、ワラント、ストック・オプション (準負債と位置付けられる)
	FASB [1990] (pars. 200-218)	支払義務	株主の權益 (ないしはそれに類する定義)	負債・持分の両方の性質を持つもの、および、いずれの性質も持たないものを、すべて中間項目とする
	ASC (SEC登録企業に対する規定)	①支払義務のある項目 (一時的持分になるものを除く) ②一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要のある (あるいは決済で	①支払義務を有さないもの ②一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要のある (あるいは決済で	償還義務を負う株式等

## 負債・持分概念を巡る混迷

		きる) 義務を含む金融商品であって、貨幣的価値が、(a)あらかじめ一定額に固定されている、(b)自社株式の公正価値以外の指数等の変動に基づいている、あるいは(c)自社株式の公正価値の変動とは反対方向に変動するもの。	自社株式の公正価値の変動とは同じ方向に変動するもの。	
中間項目説 (4区分 アプローチ)	AAA・ FASC [1999] [2001]	支払義務	普通株主の権益(普通株式と、それに対するオプション)	中間項目を、負債・持分の両方の性質を持つものと、いずれの性質も持たないものとの二分割する

出典：池田 [2008] 39-40頁を基に大幅に加筆修正。

ここまでの整理で、当該問題に対する考え方が多種多様であることを明らかにした。「持分の性質を有する金融商品」および「概念フレームワーク」プロジェクトでも、区分に対する考え方が次々に変遷していく。そこで次に、「持分の性質を有する金融商品」および「概念フレームワーク」プロジェクトについてみていこう。

### 3. 「持分の性質を有する金融商品」および「概念フレームワーク」プロジェクトの概観

ここでは、持分の性質を有する金融商品プロジェクトを概観する。当初このプロジェクトは、「負債と持分」プロジェクトと呼ばれ、IASBとFASBの共同プロジェクトであった。当該プロジェクトは最初FASB主導で展開されたが、その後IASBも議論に加わった。その中で様々な提案がFASBおよびIASBによってなされ、議論が混乱していく。

FASBがこの議論に携わったのは、古くは1986年に発足したFASB金融商品プロジェクトまでさかのぼる。金融商品プロジェクトでは開示と認識・測定（ヘッジ会計含む）と負債・持分の3つのサブプロジェクトに分かれ（Woods and Bullen [1989] pp. 43-47）、このうち、負債・持分プロジェクトにおける最初の公表文書は1990年討議資料（FASB [1990]）であった<sup>5</sup>。しかし、議論は一時中断し、次に新たな文書が公表されたのは2000年に入ってからであった。この時に公表された2つの公開草案（FASB [2000a] [2000b]）は、会計基準の新設と概念フレームワークの修正を同時に提案するものであった<sup>6</sup>。これらの公開草案の内容の一部は2003年にSFAS150（FASB [2003]）として公表されているが、概念フレームワークの変更はできなかった。SFAS150は問題の一部を解決したにすぎず、FASBはその後も議論を続けていた。

2006年にIASBとFASBは覚書（MoU）を公表し、コンバージェンスを進める項目の中に「負債と持分」を挙げ、IASBとFASBは共同プロジェクトとして「負債と持分」プロジェクトを進めることになった。当初はFASBの主導で議論が進んできたが、2007年11月の予備的見解『持分の性質を有する金融商品』の公表後は、プロジェクトの名称も「持分の性質を有する金融商品」と変わり、IASBも加わってFASBと共同で議論を進めた。

しかし、議論は紛糾し、他のMoUプロジェクトを優先させる必要性や、資源の不足という理由により、2010年10月の議論を最後に、議論を休止していた（山田 [2011] 57頁）。しかしそこでの議論は、2012年5月に再開された概念フレームワーク・プロジェクトの構成要素の領域で取り扱われる。

---

5 この討議資料の内容については、椛田 [1996] および池田 [2001] を参照。

6 詳しい内容は、池田 [2002] を参照されたい。

負債・持分概念を巡る混迷

表3 プロジェクトにおける方針の転換

時 期	プロジェクト名	方 針
発足当初～予備的 見解公表まで	持分の性質を有する金融商品（当 初の名称は「負債と持分」）	FASB単独で議論を進める
予備的見解公表～ 中断まで	持分の性質を有する金融商品	IASBとFASBの共同の議論を進め るが、中断に至る
概念フレームワー ク・プロジェクト 再開から討議資料 公表まで	概念フレームワーク	概念フレームワークに負債・持分の 区分に関する詳細な内容を含める形 で議論を進める
討議資料公表～現 在	概念フレームワーク	概念フレームワークには負債・持分 の区分に関する詳細な内容を含め ず、詳細な議論はリサーチ・プロ ジェクトで行う
	持分の性質を有する金融商品（リ サーチ・プロジェクト）	リサーチ・プロジェクトは発足直後 で、ほとんど進展なし

(注) ただし、共同プロジェクト発足後についてのみ記載している。

再開後の概念フレームワーク・プロジェクトでは、2013年7月討議資料を公表し、2015年5月28日に、IASBは公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』(IASB [2015c])を公表した。この領域の議論は、討議資料公表前と討議資料公表後では大きく異なり、討議資料公表までは、概念フレームワークの中に負債・持分の区分に関する具体的な内容を含めようとしていたが、討議資料公表後は具体的な内容を概念フレームワークには含めず、具体的な規定内容についてはリサーチ・プロジェクトの「持分の性質を有する金融商品」で議論するとしている (IASB [2015c] par. BC4.101)。リサーチ・プロジェクトは2014年4月にプロジェクトの「暫定的な計画」(IASB [2014b] par. 1)について最初の議論を行い、2014年10月に具体的な議論を開始した段階であり、議論はほとんど進んでいない。

つまり、これらのプロジェクトは表3のように、いくつもの局面で方針が転換している。

#### 4. プロジェクトの初期の展開——2010年の中断まで——

##### ① FASB 主導の議論——2007年予備的見解の公表まで——

前述の通り、このプロジェクトは最初 FASB のみが討議を行っていた。そこではまず、SFAS150の内容を精緻化した「資本所有関係・決済アプローチ (ownership-settlement approach)」を提案していた。その要点は、以下の通りである (FASB [2007] pars. A1-A7)。

- (1) 負債の定義を重視し、自社株式もしくは資産といった決済方法によって、負債か持分かを決定する。少なくとも、資産で決済する義務は負債となる。
- (2) 自社株式で決済するもののうち、その貨幣的価値<sup>7</sup>が自社株式の公正価値と同方向に連動するものは、資本所有関係があるとみなして持分とするが、それ以外のものは負債とする。

FASB はこのアプローチのほかに、基本的資本所有関係アプローチ (basic ownership approach) と再評価予測帰結アプローチ (Reassessed Expected Outcomes approach) を提案していた。

基本的資本所有関係アプローチは、最劣後の請求権を有する金融商品を持分とし、それ以外の請求権を有する金融商品を負債とする (FASB [2007] pars. 18-19, par. 27) ものである。

他方、再評価予測帰結アプローチでは、基本的資本所有関係商品と、基本的資本所有関係商品の公正価値に基づいて価値が変動するもの (価値の変動方向は、基本的資本所有関係商品の公正価値と反対方向でもよ

---

7 貨幣的価値とは、SFAS150では、「その金融商品の発行者がホルダーに引渡す義務を負う現金、株式、その他金融商品の公正価値が、特定の市場の状況下で決済日にいくらになるかを示すもの」(FASB [2003] par. D1)と定義される。

い)が、持分金融商品となる(FASB [2007] pars. B3-B4)。基本的資本所有関係商品以外については、持分として計上されるべき帰結と、持分としては計上されないような帰結のいずれが生じるかが現時点で不明な場合、当該帰結が発生する確率と、発生する時期・金額に基づいて、持分と負債(または資産)に分離して認識・測定する(FASB [2007] par. B6, par. B12)<sup>8</sup>。

当初は、FASBの現行基準と親和性が高いという理由で、資本所有関係・決済アプローチが支持されていたが<sup>9</sup>、複雑である等の理由により支持を得られず<sup>10</sup>、2007年11月公表の予備的見解『持分の性質を有する金融商品』では、最劣後の請求権を有する金融商品を持分とし、それ以外の請求権を有する金融商品を負債とする(FASB [2007] pars. 18-19, par. 27)基本的資本所有関係アプローチが採用された。そこでは、会計基準の単純化(複雑性の低減)を図ろうとしていた(FASB [2007] par. 51)。

## ②アプローチの乱立と議論の紛糾——2010年11月の中断まで——<sup>11</sup>

予備的見解に対するコメントでは、基本的資本所有関係アプローチに対する反対が強く、とくに、優先株式のような支払義務を持たないものが負債となること(FASB [2008a] pars. 3-5)、および協同組合出資金やパートナーシップ等の權益(interest)が負債となること(FASB [2008a] pars. 10-13)に、批判が寄せられた(FASB [2008a] par. 2)。

そこでIASBとFASBは、2008年10月に、「無期限アプローチ(per-

---

8 この箇所は、池田[2008]30頁を参照している。

9 少なくとも、2005年のマイルストーン草案(milestone draft)(FASB [2005])の公表時点では、当該アプローチを採ろうとしていたと解される。

10 同様に、再評価予測帰結アプローチも、複雑性が高いという理由で却下されている(FASB [2007] par. B21)。

11 この箇所は、池田[2010]65-68頁を参照している。

petual approach)』と、前述の基本的資本所有関係アプローチを基礎とすることを決定した (FASB [2008b] par. 3)。無期限アプローチとは、決済要求がなく、かつ、当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有する金融商品を、持分とする (FASB [2008b] p. 2)。それ以外の項目は負債となる。このアプローチでは、基本的に支払義務を負わないことが持分としてのメルクマールとなっており、負債を資産の犠牲を伴う現在の義務と定義する、現在の概念フレームワーク (FASB [1985] par. 35, IASB [2010] par. 4.4(b)) や、負債を「その実体が義務を負う者 (obligor) となる、現在の経済的義務」(FASB [2010]) と定義していた、当時 IASB と FASB が共同で行っていた概念フレームワーク・プロジェクトとの整合性が考慮されていると考えられ、当該アプローチに対しては、「原則主義の会計基準を開発するより良い機会を提供する」(FASB [2008b] par. 5) のものであると支持する者もいれば、「より原則主義的で」(FASB [2008b] par. 8)、かつ「概念的に純粹である」(FASB [2008b] pars. 8-9) として支持する者もいた。

しかしその一方で、当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有する金融商品を持分とすることから、当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有さない金融商品は、持分にならず、負債になる。その意味で、無期限アプローチは、原則は負債確定アプローチであるが、持分確定アプローチが適用される項目が部分的に残っているといえる。

無期限アプローチは、予備的見解に対する批判のうち、優先株式などのように支払義務のない項目が負債になってしまうという批判には応えているが、協同組合出資金やパートナーシップ等の權益が負債になってしまうという批判には応えていない。そこで、その後 (2009年3月) の議論では、協同組合出資金やパートナーシップ等の權益のように、ホルダーの死亡や退職 (退職とは、解雇、辞職、または協同組合やパートナーシップ等

の構成員を辞めることを含む)により償還義務を負う金融商品は、持分とするが、それ以外の条件で償還義務を負う金融商品は、負債とする (IASB [2009a] p. 2)。これに対しては、「決済要求のないすべての金融商品を持分とすべきであるとする […] 基本原則に対する例外」(FASB [2009a] par. 11, 括弧内は引用者が挿入)と述べた者もいた。

これらの議論を踏まえ、2009年8月にFASBが「劣後・償還アプローチ (subordination-redemption approach)」(FASB [2009b] p. 1)を示し、2009年9月のIASBとFASBの共同会議でこれを「アプローチ4 (approach 4)」(IASB [2009b] par. 2)<sup>12</sup>と呼ぶことにした。アプローチ4では、劣後的で、かつ会社が事業活動を中止して全資産を分配する場合を除けば会社が分配を強制されない金融商品を、持分とする (FASB [2009b] par. 4, par. 7)。会社の清算や破産、分配 (配当や自社株買いなど)、取引への関与の中止、実体の活動に対する参加の中止、あるいは株主やパートナーやその他の参加者 (協同組合の出資者など)の一部の退出といった事象によって償還されるような請求権は、持分となる (FASB [2009b] par. 7, par. 9)。他方、上述の償還の理由以外によって、特定時期に、または発生を回避できない特定事象の発生時に、支払を必要とする金融商品は、負債とする (FASB [2009b] par. 10)。

このアプローチは、特定の場合を除けば、支払義務を負わないことをもって持分とすることを基礎としていることから、支払義務という負債の定義を重視していると考えられ、負債確定アプローチを原則としている。しかし、協同組合出資金やパートナーシップの権益は本来、支払請求があれば支払いに応じなければならない義務であるため、単純に支払義務が有

---

12 アプローチ4というのは、予備的見解に登場した基本的資本所有関係アプローチ、資本所有関係・決済アプローチ、再評価予測帰結アプローチという3つのアプローチとは異なる、4番目のアプローチという意味である。

ることだけを負債の要件とするなら、これらは負債となってしまう<sup>13</sup>。したがって、これらを持分にするのは、負債確定アプローチに依拠したものではなく、劣後的で、清算、破産、分配、取引への関与や企業活動等への参加の中止、または株主等の退出によらなければ支払義務を負わない項目を持分とするという、持分確定アプローチに依拠したものであるといえる。

ゆえに、このアプローチ4も、原則は負債確定アプローチであるが、持分確定アプローチが適用される項目が部分的に残っているといえる。

アプローチ4では、自社株式で決済する義務はすべて負債となるが、自社の普通株式に転換する優先株式や、ストック・オプション等も負債になってしまう（IASB [2009c] par. 1）。そこでかかる批判に応えるべく、アプローチ4を一部修正した「アプローチ4.1」を提示した。このアプローチの特徴は、自社株式で決済する義務のうち、自社株式での決済が実質的に現金で決済されたのと同じ効果を持つもの（差額株式決済を要求する売建コール・オプション）以外を、持分とする（IASB [2009c] par. 6, and pp. 12-13, 岩崎 [2010] 84頁）点にある（表4参照）。

これに加え、アプローチ4とアプローチ4.1の「妥協」（IASB [2010a] par. 5）として、アプローチ4.2が提示されている。これにより、自社株式で決済される義務のうち、持分とされる範囲がアプローチ4.1よりも若干狭くなり（表4参照）、ライツ・イシュー（株式割当増資）で交付される新株予約権、自社株式を発行することを義務付けられた通常先渡契

---

13 協同組合出資金は、現規定では、組合員からの償還を無条件に拒否できる場合、現地法令によって無条件に償還を禁止できる場合、または国際会計基準第32号（IASB32, pars. 16A-16D）におけるブックブル金融商品や、清算時にもみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務を企業に課す金融商品に該当する場合は、持分となる。しかし、償還を拒否できる無条件の権利を有していない場合や、償還を禁止している部分を超過する組合員の出資は、負債となる（IFRIC2, pars. 6-9）。

負債・持分概念を巡る混迷

表4 4シリーズアプローチにおける自社株式を対象とした  
売建コール・オプションの会計処理の比較

	米国 基準	国際財務 報告基準	アプローチ 4	アプローチ 4.1	アプローチ4.2
現物で決済する売建コール・オプション	持分	持分	負債	持分	条件 (IASB [2010b] par. 7) を満たす場合は持分, それ以外は負債
差額株式決済する売建コール・オプション	持分	負債	負債	負債	負債
現物で決済する売建コール・オプションのうち, エンティティの機能通貨で固定される一定額・一定数の自社株式を取得する権利をホルダーに与えるもの	負債	持分	負債	持分	条件 (IASB [2010b] par. 7) を満たす場合は持分, それ以外は負債

出典：IASB [2009c] pp. 12-13, IASB [2010c] pp. 4-5.

約, 通常の一定期間内に行使期間が到来するワラント, および他の種類の自社株式に転換できる株式が, 持分となり, それ以外のものは負債となる (IASB [2010b] par. 7)。

これらのアプローチは, 自社株式により決済する義務の会計処理に相違があるものの, 基本的思考は同じであるため, 「4シリーズアプローチ (4-series approaches)」 (IASB [2010e] par. 5) と呼ばれている。したがって, 4シリーズアプローチはいずれも, 原則は負債確定アプローチであるが, 例外的に持分確定アプローチを採用していると考えられる。

このように4シリーズアプローチを巡って見解が乱立する背景には, IASBとFASBの間の意見の対立がある。DeloitteがWeb上で公表している非公式記録 ([http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2009/agenda\\_0912/agenda1298](http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2009/agenda_0912/agenda1298)) によれば, アプローチ4.1を推すIASBと, アプローチ4を推すFASBの間で, 議論が紛糾したため, 新しいアプローチの検討を止め, IAS32の修正を検討することを決めたという (池田 [2010] 71頁, 脚注12)。

ところが、2010年1月18日の会議において、IASBとFASBは、「これまで検討してきた、いかなるアプローチも採用しないことを決定し」(IASB [2010d] p. 6), 「修正IAS32アプローチ (modified IAS32 approach)」(IASB [2010e] par. 1) を検討することとした。現行のIAS32では、以下の条件を満たす金融商品は持分金融商品となる (IAS32, pars. 16)。

- (a) 契約上の現金その他の資産を提供する義務、もしくは発行者に潜在的に不利な条件で資産や負債の交換を行う義務を持たない。
- (b) 決済が自社の持分金融商品で行われる、または自社の持分金融商品で決済される可能性がある場合、(i)一定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ、ないしは(ii)一定数の自社の持分金融商品と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ。何らかの通貨の一定額と交換に自社の一定数の持分金融商品を取得する権利、オプションまたは新株予約権は、企業が当該権利、オプションまたは新株予約権をデリバティブ以外の同一クラスの企業自身の持分金融商品の既存の所有者すべてに比例的に提供する場合には、持分金融商品である。また、発行者自体の持分金融商品には、パラグラフ16A および16B、またはパラグラフ16C および16D の条件をすべて満たす金融商品、またはそれ自体が発行者自身の持分金融商品の将来の受取・引渡に対する契約である金融商品は含まれない。

これ以外にも、プッタブル金融商品<sup>14</sup>と、清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務を企業に課す金融商品を、条件付で持分とする

---

14 プッタブル金融商品とは、「ホルダーに対し、現金その他の金融資産の払い戻しを発行者に対して要求する権利を与える金融商品、または、金融商品ホルダーの死亡ないし退出といった不確実な将来事象の発生の際に発行者に自動的に売り戻される金融商品」(IAS32, par. 11) である。

## 負債・持分概念を巡る混迷

(IAS32, pars. 16A-16D)<sup>15</sup>。

この規定のうち、上記の条件(a)では、資産を提供する義務を持たないことを、持分たる要件としていることから、負債確定アプローチが採用されている。しかし、上記の条件(b)において、自社の持分金融商品で決済される義務を伴う金融商品については、一定数の自社の持分金融商品と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるものを持分とし、それ以外は負債とすることから、持分確定アプローチが採用されている。また、プッタブル金融商品、および清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務を企業に課す金融商品については、「企業の純資産に対する残余持分を表している」(IAS32, pars. B50-B51, par. B64)こ

---

15 条件は下記の通りである (IASB32, pars. 16A-16D)。なお、清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を第三者に引渡す義務については、下記の(3)(4)を適用しない。

- (1) ホルダーが清算時に会社の純資産の比例的取り分を受け取る権利を持つこと。
- (2) 最も劣後の金融商品であり、そのクラスの金融商品がすべて同じ特性（または清算時に純資産の比例的部分を引渡す義務）を持つこと。
- (3) 自社株式等を資産で償還する義務以外に、金融負債の定義に合致する構成要素を含まないこと。公正価値で償還できる自社株式は金融負債 (IAS32, par. 11) に含まれない。
- (4) その存続期間中、当該金融商品に属するすべての予測キャッシュ・フローが実質上、損益、認識済純資産の変動、ないし認識済・未認識の純資産の公正価値の変動に基づくこと。

そして、ある金融商品を持分と認識するためには、上述の条件に加え、以下の条件を満たす他の金融商品があってはならない。

- (a) キャッシュ・フローの総計が実質上、損益、認識済純資産の変動、ないし認識済・未認識の純資産の公正価値の変動（ただし当該金融商品の影響は除く）に基づくもの。
- (b) 金融商品のホルダーに対する残余リターンを実質的に制限・固定する効果を持つもの。

とを理由に、条件付で持分としている。これらの項目についても、持分確定アプローチが適用されている。

ただし、持分確定アプローチが適用される項目が限定されていることから、持分確定アプローチの適用は限定的・例外的なものであり、原則的には上記の条件(a)でみられるように、負債確定アプローチに基づいている。

修正 IAS32 アプローチは、IAS32を次のように修正しようとしている (IASB [2010e] par. 2)。

- (a) 自社の持分金融商品による決済義務のうち、持分になる範囲を、「一定数 (fixed) の自社の持分金融商品と一定額の現金その他資産との交換を要求するもの」から「特定数 (specified) の自社の持分金融商品と特定額の現金その他資産との交換を要求するもの<sup>16)</sup>」に拡張する。
- (b) 会社の清算、ホルダーの企業活動への参加の中止 (死亡、脱退など) によってのみ償還が義務付けられる金融商品を、持分とする<sup>17)</sup>。

その後は、議論は進展せず、他の MoU プロジェクトを優先させる必要性や、資源の不足という理由により、2010年10月の議論を最後に、議論を休止した (山田 [2011] 57頁)。しかしそこでの議論は、前述のように、2012年5月に再開された概念フレームワーク・プロジェクトの構成要素の領域で取り扱われている。

---

16 その対象としては、ライツ・イシューで発行される新株予約権、自社株式交付義務のある先渡契約、あるいは通常の新株予約権などが考えられる (IASB [2010f] par. 5(e)) が、「特定数の自社の持分金融商品と特定額の現金その他資産との交換を要求するもの」の範囲は決定していない。

17 このアプローチに即した、詳細な持分金融商品と金融負債の範囲については、スタッフ・ペーパーの付録1～3に記載されている (IASB [2010e] Appendixes 1-3)。後述の表5では付録1 (IASB [2010e] Appendix 1) に即して、金融負債と持分金融商品の範囲を説明しているが、もともと IAS32の規定が複雑なところに規定を追加しようとしているので、きわめて複雑かつ難解である。

## 5. 議論の「概念フレームワーク」プロジェクトへの移管<sup>18</sup>

再開後の概念フレームワーク・プロジェクトでは、持分の性質を有する金融商品プロジェクトの議論を引き継いでいる。2013年2月の討議では、負債・持分の区分の方法として、最劣後の残余請求権を持分とみなしてそれ以外を負債とする「1段階アプローチ」(IASB [2013a] par. 22)と、資産から負債を控除した残余に対する請求権という従来の持分の定義を維持しつつ、異なる持分ホルダー間の富の移転を示すように持分変動計算書を通じて持分の再測定を行う「2段階アプローチ」(IASB [2013a] par. 24)を提示し、2段階アプローチを支持することとした。

討議資料では、1段階アプローチを発展させたものとしての「狭義持分アプローチ (narrow equity approach)」と、2段階アプローチを発展させたものとしての「厳密義務アプローチ (strict obligation approach)」の2つを紹介している。狭義持分アプローチとは、「親会社が発行している既存の持分金融商品のうち、最も残余的な既存のクラスの持分金融商品のみを持分とする」一方で、「その他すべての金融商品を負債と」し、「金融負債とされたすべての金融商品から生じる利得および損失を、純利益に認識する」考え方である (IASB [2013b] par. 5.30)。厳密義務アプローチは、「すべての資本提供者に共通する観点から全体としてエンティティを描写する」とともに、「各持分請求権者の観点から、すべての他の持分請求権の保有者に与える影響を識別する」ことにより、「もっとも残余的な既存の持分請求権ホルダーの権益を、2段階で描写する」ことを目的としている (IASB [2013b] par. 5.33)。討議資料では、厳密義務アプローチを

---

18 この箇所は、池田 [2014] 109-110頁、116-117頁、および池田 [2015b] を参考している。

支持している。

すなわち、当該アプローチでは、資産から負債を控除した残余に対する請求権という従来の持分の定義を維持し (IASB [2013b] par. 5.2)、経済的資源を引き渡す義務のみを負債とし、持分請求権 (エンティティの持分に対する現在の残余請求権) すべてを持分とする (IASB [2013b] par. 5.34(a)(b))。そして、異なる持分ホルダー間の富の移転を示すように、持分変動計算書を通じて各クラスの持分請求権の金額の再測定を行う (IASB [2013b] par. 5.13)<sup>19</sup>。持分請求権は、「持分の分配の取り分に対する現在の権利」である「一次的持分請求権 (primary equity claims)」と、「別の持分請求権を受け取るまたは引き渡す現在の権利または義務」である「二次的持分請求権 (secondary equity claims)」に分け (IASB [2013b] par. 5.7)、一次的持分請求権は、基礎となる純資産の分配によって測定し、二次的持分請求権は、比較可能な金融負債を測定するのと同じ方法 (公正価値や償却原価) で測定する (IASB [2013b] par. 5.18)。

しかし、討議資料では、プッタブル金融商品等の一部を持分にすることについて、負債の定義に対する例外を認め、こうした「例外を設けることについて」、「概念フレームワークはその例外の基礎となる考え方を提供すべきである」と述べている (IASB [2013b] par. 5.57)。

討議資料に対するコメントを受けて、2014年4月には、概念フレームワークでは負債と持分を定義することを決め、中間項目を設置する方法 (第3カテゴリーアプローチ)<sup>20</sup>や負債と持分の区分線を排除する方法 (請

---

19 ただし、ある持分請求権の金額が増えれば、別の持分請求権の金額が減るだけなので、持分全体の合計金額は変動しない (IASB [2013b] par. 5.19)。

20 第3カテゴリーアプローチは、「現金その他の経済的資源で決済されねばならない請求権とそれ以外の請求権との比率」たる「キャッシュ・レバレッジ (cash leverage)」 (IASB [2014a] par. 6) を描写する目的と、「エンティティの資産から負債を引いたものに対する残余請求権に対するリターンを完

求権アプローチ)は採らない (IASB [2014c] p. 7) ことを決定した。そのうえで、「負債金融商品と持分金融商品の区分の方法に関する詳細な指針を、概念フレームワークでは提供すべきではない」ことを決めた (IASB [2014c] p. 7)。

負債を持分と区分する方法については、「討議資料における厳密義務アプローチと同様」(IASB [2014d] par. 59) の「決済アプローチ (settlement approach)」が、「負債を控除した後の資産に対する残余請求権」(IASB [2010g] par. 4.4(c)) という現行の持分の定義と、「過去の事象の結果として経済的資源を引き渡すエンティティの現在の義務」(IASB [2015a] p. 4) という、暫定決定された負債の定義に基づくものである (松尾 [2014] 57-58 頁)。決済アプローチとは、「利用者が流動性<sup>21</sup>および追加的資金調

---

全には共有しない請求権と、かかるリターンを共有する (share) 請求権との比率」たる「リターン・レバレッジ (return leverage)」(IASB [2014a] par. 6) を描写する目的とが「対立するケースを扱うのに用いられるかもしれない」(IASB [2014a] par. 21) とされる。したがって、キャッシュ・レバレッジの定義における「現金その他の経済的資源で決済されねばならない請求権」が負債を指し、リターン・レバレッジの定義における「エンティティの資産から負債を引いたものに対する残余請求権に対するリターンを共有する請求権」が持分を指すものと考えられる。

21 流動性 (liquidity) と対になる概念は支払能力 (solvency) である。IASB はこの両者について次のように説明している (IASB [2014d] par. 46)。

「エンティティは義務を決済できないかもしれない。なぜなら、

(a)エンティティの経済的資源 (義務を決済するのに必要な経済的資源)、またはその請求権の市場が、流動的でない (ゆえに容易に現金化できない)。経済的資源の価値に関わらず、エンティティは義務を決済するのに必要な経済的資源を得ることができない。我々は、必要な経済的資源を得られる能力のことを、非公式にエンティティの流動性と呼ぶ。

(b)エンティティの経済的資源の価値が義務を決済するのに不十分である。ゆえに、経済的資源またはその請求権の市場がいかに流動的であったとしても、エンティティはその義務を決済するのに必要な経済的資源の金額を得ることが

達の必要性を評価するのに役立つように、経済的資源を移転することをエンティティに要求するすべての義務を負債とする」(IASB [2014e] par. 12(a)) アプローチである。討議資料では厳密義務アプローチを採るとしていた (IASB [2013b] par. 5.37) ので、当初は厳密義務アプローチと同様の内容を持つ決済アプローチを採用しようとしていたと解される。

しかし2014年6月のスタッフ・ペーパーでは、「価値アプローチ (value approach)」は「検討に値するメリットを有する」(IASB [2014d] par. 90) とされていた。価値アプローチとは、「移転すべき資源や請求権の金額が、エンティティの総経済的資源 (total economic resources)<sup>22</sup>とは独立している場合に、経済的資源を移転することをエンティティに要求する、または、エンティティに対する新しい請求権を移転することをエンティティに要求する、すべての義務を、負債とする。これにより、エンティティの支払能力と追加的資金調達能力を評価することについて、利用者にとって役立つようにする」(IASB [2014e] par. 12(b)) アプローチである。このアプローチだけを適用すると、経済的資源を移転する義務の一部は、負債にならずに持分となる。独立とは、依存していないことをいう

---

できない。我々は、エンティティの経済的資源の十分性のことを、非公式に支払能力と呼ぶ。」

両者は関連性があるかもしれないが、流動性が「義務の決済に要求される経済的資源の性質と、要求される決済のタイミングに依存する」(IASB [2014d] par. 47(a)) のに対して、支払能力は「義務を決済するのに要求される経済的資源の金額に依存する」(IASB [2014d] par. 47(b))。

22 総経済的資源は、認識するしないを問わず、企業が持っているすべての経済的資源のことを指す。スタッフ・ペーパーでは「エンティティの総経済的資源 (認識済および未認識のもの) は、エンティティのすべての請求権の価値の最終的な境界を決定する。それゆえ、いかなる請求権の価値も、少なくとも、エンティティの総経済的資源の価値からすべての優先権を持つ請求権の価値を引いた金額に依存する」(IASB [2014d] par. 68) と述べられていることから、総経済的資源は認識済経済的資源と未認識の経済的資源を合わせたものである。

## 負債・持分概念を巡る混迷

ので、エンティティの総経済的資源とは独立して価値が決まる義務を負債にするということは、エンティティの総経済的資源に依存して価値が決まる義務を持分することを意味する。したがって、このアプローチは、エンティティの総経済的資源に依存して価値が決まる義務が持分となり、それ以外を負債にする、持分確定アプローチを採っているものと解される。

さらに、2014年9月の議論では、「決済・価値併用アプローチ（combined settlement and value approach）」を採ることとしていた。これは「決済アプローチ」と「価値アプローチ」の併用であり、決済アプローチが負債確定アプローチを適用したもので、価値アプローチが持分確定アプローチを適用したものであることから、決済・価値併用アプローチは、負債確定アプローチと持分確定アプローチを併用したものであるといえる。そこでは、利用者がエンティティの流動性と支払能力を評価するのに役立つように、以下のいずれかのことをエンティティに要求するすべての義務を負債とする（IASB [2014e] par. 12(c)）。

- (i) 経済的資源を移転する（価値を特定する方法に関係なく）
- (ii) 引き渡される請求権の金額が、エンティティの総経済的資源と独立に決定される価値によって特定される場合に、エンティティに対する請求権を引き渡す

この決済・価値併用アプローチを「導入するために」（松尾 [2014] 58頁）、「概念フレームワークにおける既存の持分の定義を修正せず」（IASB [2014f] par. 59）、かつ「暫定決定した負債の定義を修正しないで、公開草案を記述する」（松尾 [2014] 58頁）こととした。

また、討議資料では、持分内部の各請求権に関する変動を持分変動計算書によって表示することを述べていた（IASB [2013b] pars. 5-11-5.21）が、2014年9月の議論では、「概念フレームワークでは、持分内部の請求権のクラスについての会計上の規定を要求すべきでもないし、排除すべきでもない」（IASB [2014g] p. 6）ことが決定された。これにより、持分内部の

会計問題は、概念フレームワークでの検討課題ではなくなった。

そして2015年5月28日に、IASBは公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』を公表した。そこでは、負債は「過去の事象の結果として経済的資源を移転するエンティティの現在の義務」(IASB [2015c] par. 4.24)、持分は「エンティティのすべての負債を控除した後の資産に対する残余請求権」(IASB [2015c] par. 4.43)と定義される。したがって、概念フレームワーク上は、負債確定アプローチを採用している。

しかし、負債・持分の区分に係る問題については、公開草案では何も提案していない(IASB [2015c] par. BCE.8)。前述の決済・価値併用アプローチについても、公開草案では触れられていない。具体的な「負債と持分を区分する方法については、持分の性質を有する金融商品リサーチ・プロジェクトでさらに検討する」(IASB [2015c] par. BC4.101)としている。「IASBは現在、負債と持分の両方の性質を持つ金融商品の区分から生じる諸問題を扱うために、負債と持分の定義を変更することを提案していない」(IASB [2015c] p. 12)が、このリサーチ・プロジェクトでは「概念フレームワークにおける負債・持分の定義の変更を要求する可能性のあるアプローチを含め、負債・持分の区分に関する様々な方法を検討する」(IASB [2015c] par. BC4.101(a))ので、将来的には負債や持分の定義に変更が生じる可能性もある。

## 6. リサーチ・プロジェクトとしての「持分の性質を有する金融商品」プロジェクト<sup>23</sup>

前述のように、公開草案では、IAS32の改訂などの具体的な会計基準の改訂に関する問題は、リサーチ・プロジェクト「持分の性質を有する金融

---

23 この箇所は、池田 [2015b] に大幅に加筆修正を加えている。

## 負債・持分概念を巡る混迷

商品」で検討すべき課題であるとしている（IASB [2015c] par. BC4.101）。

しかしこのプロジェクトでは、2014年4月にプロジェクトの「暫定的な計画」（IASB [2014b] par. 1）について最初の議論を行い、2014年10月に具体的な議論を開始した段階であり、議論自体はほとんど進んでいない。

このプロジェクトでは、「概念フレームワークにおける負債・持分の定義の変更を要求する可能性のあるアプローチを含め、負債・持分の区分に関する様々な方法を検討する」（IASB [2015c] par. BC4.101(a)）。しかし、現時点では公開草案の負債と持分の定義を変更しないので、概念フレームワークの負債や持分の定義の変更の可否を含めた「負債と持分との区分の方法の問題を、将来の課題として残しておく」（IASB [2014h] par. 7）ことになる。当面はIAS32の改訂を目指すこととしている（IASB [2014h] par. 20）が、現在は主に、「IAS32の要求事項に伴う課題は何か」（IASB [2015b] par. 3(a)）、および「当該課題にどのようにアプローチしていくか」（IASB [2015d] p. 3）を議論している段階である。

ここまでの経緯の中で、IASBは、問題を先送りしてきていると考えられる。すなわち、持分の性質を有する金融商品プロジェクトで負債と持分の区分の問題を解決するまでは、負債の定義を修正せず、現時点では概念フレームワークの公開草案で暫定的に負債を「過去の事象の結果として経済的資源を引き渡すエンティティの現在の義務」（IASB [2015c] par. 4.24）と定義しようとしていると解釈できる。

## 7. なぜ議論が混乱するか

ここまでの議論で登場したアプローチを整理したものが表5である。ここでは、負債や持分の「定義」とはせず、あえて負債や持分の「範囲」を整理しているが、これは定義の例外を容認したり、正当化したりすることが、これらのプロジェクトで往々にして行われているからである。

表5 プロジェクトにおけるアプローチの乱立

アプローチ	負債の範囲	持分の範囲	中間項目の存在	類型
資本所有関係・決済アプローチ (SFAS150)	①資産で決済する義務 ②自社株式で決済する義務のうち、その貨幣的価値が自社株式の公正価値と同方向に変動しないもの	自社株式で決済する義務のうち、その貨幣的価値が自社株式の公正価値と同方向に変動するもの	なし	併用 アプローチ
基本的資本所有関係アプローチ (予備的見解)	持分以外の項目	最劣後の請求権	なし	持分確定 アプローチ
再評価予測帰結アプローチ	持分以外の項目	①最劣後の請求権 ②最劣後の請求権の公正価値に基づいて価値が変動するもの (将来持分が発生する確率に応じて持分と負債・資産に分解する)	なし	持分確定 アプローチ
無期限アプローチ	支払義務 (当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有するものを除く)	①支払義務のないもの ②当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有するもの	なし	併用 アプローチ
アプローチ4	特定時期に、または発生を回避できない特定事象の発生時に、支払を必要とするもの (ただし持分に含まれる項目の②を除く)	①劣後的で、かつ会社が事業活動を中止して全資産を分配する場合を除けば会社が分配を強制されない金融商品 ②会社の清算や破産、分配、取引への関与の中止、実体の活動に対する参加の中止、あるいは株主やパートナーやその他の参加者の一部の退出といった事象によって償還される請求権	なし	併用 アプローチ
IAS32 (2015年4月現在の規定)	①支払義務 (プットブル金融商品、および清算時のみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務のうち、条件を満たさないものも含む) ②自社の持分金融商品	①支払義務がない金融商品 ②自社の持分金融商品で決済される (または決済される可能性のある) 契約のうち、一定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ	なし	併用 アプローチ

負債・持分概念を巡る混迷

	<p>で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含む非デリバティブ</p> <p>③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済される義務以外のデリバティブ</p>	<p>③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ（何らかの一定額の通貨と交換に自社の持分金融商品を取得する権利、オプションまたは新株予約権を、デリバティブ以外の同じクラスの持分金融商品の既存の所有者すべてに比例的に提供する場合も含む）</p> <p>④プッタブル金融商品のうち条件を満たすもの</p> <p>⑤清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引渡す義務（条件を満たすもの）</p>		
修正 IAS32 アプローチ	<p>①支払義務（持分たる条件④の(i)~(v)に該当しないものも含む）</p> <p>②自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、特定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含む非デリバティブ</p> <p>③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、特定数の自社株式と特定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済される義務以外のデリバティブ</p>	<p>①支払義務がない金融商品</p> <p>②自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、特定数ではない自社の持分金融商品の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ</p> <p>③自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約のうち、特定数の自社株式と特定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ（特定数は、固定されているか、または、相手方が発行日に発行済みの株式総数の特定比率を特定価格で受け取るように変動するのみでなければならない。デリバティブ（または株主は報告企業や報告主体のユニットである場合は機能通貨）を持っている既存株主の現地通貨が、発行企業が国内株主に</p>	なし	併用 アプローチ

		<p>持分金融商品を発行する際の通貨と異なる場合を除き、特定価格は、報告エンティティの通貨で固定されていなければならない。)</p> <p>④以下の理由で支払要求が生じる支払義務</p> <p>(i)金融商品を発行するエンティティが全資産の分配を選択するか、清算等の事象によって全資産の分配を要求される</p> <p>(ii)発行者が配当を支払うか株式を買い戻すことを選択する</p> <p>(iii)金融商品の条件が、既存の株主、パートナーその他の参加者に対して、彼らの一部が撤退を選択するときエンティティの支配を保持することが可能になるように、その金融商品の終了を要求する、またはホルダーまたは発行者に対して要求できる</p> <p>(iv)ホルダーがエンティティとの取引への関与を中断するか、その他のエンティティの活動への参加を中断するとき、金融商品の条件が、その金融商品の終了を要求する、またはホルダーまたは発行者に対して要求できる</p>		
厳密義務 アプローチ (決済アプローチ)	支払義務	負債以外の項目	なし	負債確定 アプローチ
2013年討議 資料	支払義務（プッタブル金融商品の一部を除く）	①支払義務を持たない項目（プッタブル金融商品の一部を除く） ②プッタブル金融商品の一部	なし	併用 アプローチ
狭義持分 アプローチ	持分以外の項目	最劣後の請求権	なし	持分確定 アプローチ
請求権 アプローチ	請求権（負債と持分に区分しない）		なし	1区分説

負債・持分概念を巡る混迷

第3カテゴリー アプローチ	現金その他の経済的資源で決済されねばならない請求権	エンティティの資産から負債を引いたものに対する残余請求権に対するリターンを共有する請求権	負債と持分以外の項目	中間項目説
価値 アプローチ	移転すべき資源や請求権の金額が、エンティティの総経済的資源とは独立している場合に、経済的資源を移転することをエンティティに要求する、または、エンティティに対する新しい請求権を移転することをエンティティに要求する、すべての義務	移転すべき資源や請求権の金額が、エンティティの総経済的資源の価値に依存している場合に、経済的資源を移転することをエンティティに要求する、または、エンティティに対する新しい請求権を移転することをエンティティに要求する、すべての義務	なし	持分確定 アプローチ
決済・価値 併用 アプローチ	①経済的資源を移転する義務（価値を特定する方法に関係なく） ②引き渡される請求権の金額が、エンティティの総経済的資源と独立に決定される価値によって特定される場合に、エンティティに対する請求権を引き渡す義務	①経済的資源を移転しないもの（請求権引渡義務を除く） ②引き渡される請求権の金額が、エンティティの総経済的資源に依存して決定される価値によって特定される場合に、エンティティに対する請求権を引き渡す義務	なし	併用 アプローチ
2015年公開 草案	過去の事象の結果として経済的資源を移転するエンティティの現在の義務	エンティティのすべての負債を控除した後の資産に対する残余請求権	なし	負債確定 アプローチ

こうしてみると、これらのプロジェクトでは、負債確定アプローチも持分確定アプローチも、純粋な形では提案できないことが多く、両者の併用（併用アプローチ）が提案されることが多いことがわかる。他方で、中間項目説に属する第3カテゴリーアプローチや、1区分説に属する請求権アプローチなど、2区分説以外はすべて却下されていることもわかる。

とはいえ、IASBが議論に参加した後だけでみると、論点は2つしかな

い。1つは自社株式で決済する義務の扱い、もう1つは償還義務を負った株式等（株式以外の出資なども含む）の扱いである。にもかかわらず、議論が紛糾しているのはなぜか。いくつかの理由が考えられるが、その理由には、理論的理由と政治的理由が存在し、両者が絡み合っている。

#### (1) 理論的理由

議論が紛糾する理由のうち、理論的理由として最初に挙げられるのは、プロジェクトで概念フレームワークと矛盾することを提案しようとしていることである。そもそも、概念フレームワークを素直に適用すると、自社の持分金融商品で決済する義務は持分、償還義務を負った株式等は負債になる。しかし、これらの項目に対して概念フレームワークを素直に適用することに対しては、反対が強い。他方で、概念フレームワークに沿って、支払義務のあるものを負債とすべきと考える者もいる。概念フレームワークを適用すべきと考える者と、概念フレームワークに対する例外を設置すべきと考える者がいることが、議論が紛糾する要因になっているが、一部に概念フレームワークに対する例外を設けると、他の会計基準における解決法との整合性が取れなくなる。理論的には、原則に対する例外を設けることは、矛盾した体系を構築することにつながるため、許容はできないであろう。

また、これに関連して、議論が紛糾するもう一つの理論的理由として、問題の特性上、足して二で割るような解決法を採ることができないことが挙げられる。たとえば、前述のアプローチ4とアプローチ4.1を巡っては、アプローチ4を推すFASBと、アプローチ4.1を推すIASBの間で対立が生じた。それは主に、自社の持分金融商品で決済する義務に関する対立であった。自社の持分金融商品で決済する義務をすべて負債とするアプローチ4を採ると、ストック・オプションなども負債になる。他方、アプローチ4.1では、自社の持分金融商品で決済する義務のうち自社の持分金融商

## 負債・持分概念を巡る混迷

品による決済が実質的に現金の支払と同じ効果を持つものだけが負債となり、それ以外は持分となるので、ストック・オプションなどは持分となる。共同プロジェクトの当事者同士（すなわち IASB と FASB）が、ある一つの項目について、異なる見解を持ち、議論が紛糾してきた。

このように、負債と持分の二区分を維持する限り、論理的には、貸借対照表の貸方項目は負債か持分にするしかない。この場合は、どちらかの利害関係者の主張は切り捨てるしかなく、玉虫色の決着はありえない。このことが、議論を紛糾させる要因となっている。

あるいは、支払義務の扱いを巡る議論の対立も存在する。FASB の 2007 年予備的見解に対する反対意見の中には、予備的見解を適用して最劣後請求権のみを持分とすることによって優先株式のような支払義務を持たないものが負債になることを批判する意見（FASB [2008a] pars. 3-5）があり、その後支払義務があるものは基本的に負債とする方向で議論が進んでいった。この方向性を推し進めると、協同組合出資金などを含むプッタブル金融商品も、請求に応じて一定額を支払わねばならないので、負債になるはずである。

これに対し、協同組合出資金なども含むプッタブル金融商品が請求に応じて一定額の払戻を行う義務であることを理由に負債とされてしまうことに対しては、反対が根強い。この問題については、支払義務があっても負債の定義を満たしていても一定の条件を満たせば負債ではなく持分とするという例外規定を IAS32 に設けることによって、対応してきた（対応せざるをえなかった）。この事例では、IAS32 に例外規定を置くことによって対応しているが、支払義務があるのに負債にしない IAS32 の例外規定の存在は、現在でも概念フレームワークと会計基準との「主要な不整合（main inconsistencies）」（IASB [2015c] par. BCE. 6）の一つとして問題視されている。

ここでは、支払義務がある項目をすべて負債にする立場の者と、支払義

務がある項目の一部を持分と扱う立場の者が存在するので、この場合もどちらか一方の立場は切り捨てるしかなく、両者の顔を立てるような玉虫色の決着は存在しえない。このことが、議論を政治的に紛糾させる要因となっているのみならず、支払義務を持つ項目の扱いを画一的に定めることができず、例外規定を置かざるを得ない要因となっている。

もちろん、様々な項目に付された契約上の条件や法律上の要件などに基づく、性質の多様性（松本 [2012] 125-126頁）と、それに伴う各種利害関係者の見解の相違も、議論が紛糾する要因の一つとして考えられる。たとえばPAAinEは、金融商品を負債と持分に区分するに当たり、継続的な利益ないし損失への参加、固定額の支払、清算時の残余財産への参加、償還時の可変額の請求権、償還請求の有無、請求権の優先劣後の関係、固定された償還期限（満期）の有無、総会への参加権、支配権・議決権などの性質が考慮されると述べている（PAAinE [2008] pars. 1.11-1.12）。このほかにも、株式か社債といった法的形式、株主間の富の移転の有無が考慮されることがあるかもしれない（池田 [2015a] 39頁）。各種利害関係者が重視する性質が異なれば、各々があるべきと考えている会計処理も異なりうるため、議論が紛糾する可能性がある。

## (2) 政治的理由

前述の通り、このプロジェクトでは、特定の項目の扱いを巡り、異なる利害関係者から正反対の政策的主張が展開されている。そのことが、議論を紛糾させる政治的な要因になっている。その主張の中には、概念フレームワークに対する例外を設置することを求めているに等しい内容の主張もある。

その典型は、協同組合出資金の扱いを巡る協同組合側のIASB等に対する主張やロビイング活動であろう。協同組合出資金は出資者の求めに応じて支払いに応じなければならず、その意味で、概念フレームワークの負債

の定義を満たす。協同組合出資金の扱いに係る規定の国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の解釈指針第2号（IFRIC2）も、公表当初は、償還を無条件に拒否できる場合、または現地法令で償還を無条件に禁止できる場合は持分にしてきた（IFRIC [2004] pars. 6-8）が、基本的には支払義務を負う場合は負債にすることを規定していた（鷹野 [2006] 8頁）。しかし、協同組合出資金を負債としてしまうと、協同組合の持分が大きく減少してしまう。そのため、様々な協同組合がIASBの公表文書にコメントを寄せ、協同組合出資金が負債になるような提案に反対してきた。それだけではなく、欧州の協同組合銀行などは、IASBに盛んにロビイングを行ってきたという（重頭・斉藤 [2010] 241-244頁）。その結果、IAS32が2008年に改訂されるのに合わせてIFRIC2も改訂され、協同組合出資金は、次の(A)(B)のいずれを満たせば持分になる（IFRIC2, pars. 6-8）。この条件(B)が2008年に追加された部分である。

(A) 償還を無条件に拒否できる場合、または現地法令で償還を無条件に禁止できる場合

(B) IAS第32号の第16A項および第16B項、または第16C項および第16D項のすべての特徴および要件を満たしている場合

上記の(A)は「条件付負債説」（鷹野 [2006] 8頁）に依拠しているが、上記の(B)は一定の条件を満たせば支払義務があっても持分にするというものであり、これは明らかに概念フレームワークに対する例外である。

ほかにも、金融機関に対する自己資本比率規制（いわゆるBIS規制）との関連などで、議論が紛糾してきた経緯もあり（里中 [2012] 18頁）、この領域では、様々な利害関係者からの意見や批判により、議論が二転三転し、紛糾してきた。

また、共同プロジェクトでは、IASBとFASBの対立が、議論を長引かせる要因となっていた。とくに、アプローチ4に関する議論では、自社の持分金融商品で決済する義務を持分に含める範囲を巡って、IASBと

FASB が対立していた（池田 [2010] 71 頁，脚注 12）。

次に考えられるのが，IASB スタッフの問題である。スタッフは IASB メンバーの議論のたたき台としてスタッフ・ペーパーを作成し，IASB メンバーの議論を誘導するが，このスタッフ・ペーパーの内容は二転三転し，アプローチが次々に登場しては消えるので，スタッフ・ペーパーの内容を基に議論する IASB メンバーを混乱させていると考えられる。もちろんそれによって，時間を浪費していることは明らかである。本稿ではスタッフ・ペーパーの内容を踏まえた様々な提案をみてきたが，それらのほとんどが負債確定アプローチと持分確定アプローチの併用（併用アプローチ）であり，そうであるが故に論理的に矛盾を抱えた提案となっている。したがって，スタッフ・ペーパーの提案は，叩けば必ずボロが出る内容になっている。そのうえ，ある提案がなされても，その後すぐに異なる提案が出されるため，議論が深まらない<sup>24</sup>。

IASB メンバーにまったく問題がないとはいえないであろう。なぜならスタッフに指示を出すのは IASB メンバーであるから，IASB メンバーが問題を正確に理解し的確な指示を出していれば，混乱は少なくなると思われるためである。メンバーとスタッフの意思疎通が不足しているのかもしれない。

このように，議論が混乱している理由には，政治的理由（各種外部利害関係者間の対立，メンバーおよびスタッフの問題，IASB と FASB の対立など）と，理論的理由（問題の特性，および概念フレームワークへの準拠など）に分けることができる。

---

24 したがって，研究者がスタッフ・ペーパーの内容を検討しても，得られるものはあまりないであろう。

## 8. 問題はどうすれば解決するか——おわりに代えて——

前節までの議論で、IASBの負債・持分概念を巡る混迷と、その理由についてみてきた。IASBは概念フレームワークや持分の性質を有する金融商品のプロジェクトを行っているが、負債・持分の区分を巡っては、議論が二転三転し、混迷を極めている。その理由には、利害関係者の意見の対立や、IASBの組織的な問題といった、政治的理由のほかに、ある項目を負債か持分にして白黒つけなければ解決ができないという負債・持分の区分問題が持つ理論的理由、あるいは負債を定義して持分を残余とする概念フレームワークを適用しなければ他の会計基準との整合性が図れないという理論的理由などが挙げられる。様々な項目（金融商品など）に付された契約上の条件や法律上の要件などに基づく性質の多様性が、それに伴う各種利害関係者の見解の相違を引き起こしているという点も、理論的理由として挙げられる。

では、問題はどうすれば解決するか。解決法にもいくつかの方向性があるが、政治的に解決するには、基本的に当事者が話し合いと合意で解決するしかないので、解決法に方向性を見出すことはできない。解決法を模索するのであれば、理論的な解決法を考えるしかない。

理論的な解決法には、2区分説の負債確定アプローチと持分確定アプローチの、いずれかが考えられる。負債確定アプローチは資産負債アプローチを前提にしており、負債を資産の裏返しとして説明できるが、持分確定アプローチは突き詰めれば「資産－持分＝負債」（FASB [1990] par. 185）の等式を前提にすることから、資産と持分の同質性を説明しなければならない。しかし、資産と持分の同質性を説明するのは、持分を資産の裏返し（消極的資産）と説明するのと同じことであり、そうした論理を説得的に展開するのは困難である（徳賀 [1997a] 112頁）。したがって、論

理的な説明力の点からは、負債確定アプローチと持分確定アプローチを比較すると、負債確定アプローチの方に分がある。

中間項目説は結局、中間項目の利益計算上の扱い（中間項目から生じる配当や利息の扱い、あるいは中間項目に含まれる項目の償還差額の扱いなど）を決定しなければならず、中間項目も利益計算上の立場としては負債または持分にいずれかに位置づけねばならない<sup>25</sup>。

逆に、1区分説では、貸借対照表の貸方に区分線を引かないため、全体を負債または持分にするしかない。全体を負債として見た場合、その組織に対して持分を持つ者がいないことが前提となるが、そのような組織は非営利組織など限定的であり、営利企業を含むすべての組織形態に適用できるとはいえない。

逆に全体を持分として見た場合、債権者や株主といった資金提供者はすべて、企業に対する資金提供者として扱われる。したがって、利息も配当なども、すべて出資に対する払い戻しと扱われる。ここでは負債が存在しないので、資産の変動はすなわち持分の変動である。このうち、資金提供者との直接の取引を資本取引とすると、それ以外の資産の変動が損益取引となる。

このように、1区分説にも「資産＝負債」とみるものと、「資産＝持分」とみるものがあるが、後者の方が、論理的に分があるように思われる。

しかしかりに、貸借対照表の貸方全体を持分とみなしたとしても、債権者と株主を同列に扱うことが合理的か否かは、議論の余地がある。債権者と株主では負っているリスクの性質に差があるが、債権者と株主を同列に扱うということは、このリスクの差を無視するというにほかならない。

したがって、現状では1区分説よりも2区分説の方に分があり、2区分

---

25 持分の変動は、資本取引か損益取引に区分される。資本取引と損益取引の区分には、そのどちらでもない中間項目は存在しない。

説では、負債確定アプローチの方が持分確定アプローチよりも、理論的には分があることになる<sup>26</sup>。

そこで2区分説の負債確定アプローチを前提に理論的な解決を目指すとして、負債が支払義務として確定され、残りは持分にするしかない。これでは持分がゴミ箱化するという批判もあるが、それは持分をきちんと説明できていないからであって、結果的には持分は支払義務を負わない請求権であるとみなさざるを得ない（池田 [2015a] 37頁）。そのうえで、理論的な解決を目指すには、負債の定義を機械的に適用する必要がある（池田 [2015a] 37頁）。

このようにすれば理論的には解決できるが、現在のIASBのように利害関係者との対話を重視する限り（Hoogervorst and Seidman [2012] p. 1）、話し合いと合意によって政治的に決着するしかないであろう。そして、政治的に決着するのであれば、概念フレームワークに沿った原則と、それに対する例外を明確に分ける必要がある。政治的に原則に対する例外が生じるのは止むを得ないことなのかもしれないが、その際、基準設定の際に、例外を原則と切り分けて説明しなければ、会計基準に対する理解を阻害することになる<sup>27</sup>。そして、例外があまりに多くなりすぎると、何が原則で何が例外かわからなくなってしまいかねないので、例外はなるべく少ない方がよい。

---

26 現在のIASB概念フレームワーク・プロジェクトでも、2区分説を採用し、かつ、負債確定アプローチを前提に議論を進めている。

27 これは教育現場でも同様のことがいえる。IFRSを理解する上で重要なのは、原則的な考え方をまず理解することである（橋本・山田 [2015] 18-23頁）と考えられる。したがって、まず概念フレームワークに基づく原則を理解させ、そのうえで、それに反する例外規定を説明していくと、教育上分かりやすくなると考えられる。

## 引用文献

- 池田幸典 [2001] 「負債と持分の区分規準の展開とその理論的含意」『経済論叢』第168巻第3号, 30-46頁。
- 池田幸典 [2002] 「負債・持分の区分規準の意義と限界に関する理論的検討」『経済論叢』第169巻第2号, 21-40頁。
- 池田幸典 [2007] 「ASBJ『純資産の部』の特徴」『高崎経済大学論集』第49巻第3・4合併号, 105-115頁。
- 池田幸典 [2008] 「負債と資本の区分」石川鉄郎・北村敬子編著『資本金計の課題』中央経済社, 25-45頁。
- 池田幸典 [2010] 「金融商品会計における負債と持分の区分規準の変容」『産業経理』第70巻第1号, 63-72頁。
- 池田幸典 [2014] 「財務諸表における構成要素の定義・認識の検討方向」藤井秀樹編著『国際財務報告の基礎概念』中央経済社, 105-132頁。
- 池田幸典 [2015a] 「負債と持分, および資本取引と損益取引はどのように区分すべきか」『経営総合科学』第103号, 1-48頁。
- 池田幸典 [2015b] 「財務諸表の構成要素の定義を巡る基本思考の変遷と概念フレームワークの役割の変質」国際会計研究学会第5回西日本部会統一論題報告原稿。
- 岩崎伸哉 [2010] 「IFRSの適用に伴う資本へのインパクトと対応」『企業会計』第62巻第1号, 82-86頁。
- 梶田龍三 [1996] 「負債と持分の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号, 29-56頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 斉藤由理子・重頭ユカリ [2010] 『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社。
- 里形浩美 [2012] 「グローバルな金融規制と国際会計基準審議会との関連性について」日本会計研究学会第71回大会自由論題報告資料。
- 鷹野宏行 [2006] 「日本版 LLC・LLP からの脱退時持分・払戻しに関する会計上の一考察 合同会社・有限責任事業組合の出資金は資本か負債か」『月刊公益法人』第37巻第5号, 4-12頁。
- 徳賀芳弘 [1997a] 「負債と資本の区分 (1)」『企業会計』第49巻第7号, 110-112頁。
- 徳賀芳弘 [1997b] 「負債と資本の区分 (2)」『企業会計』第49巻第8号, 110-112頁。
- 徳賀芳弘 [2007] 「『討議資料』の特徴と論点」斎藤静樹編著『詳解 討議資料財

## 負債・持分概念を巡る混迷

- 務会計の概念フレームワーク（第2版）』中央経済社，193-210頁。
- 徳賀芳弘 [2014] 「負債と資本の区分」平松一夫，辻山栄子責任編集『体系現代会計学第4巻 会計基準のコンバージェンス』中央経済社，275-328頁。
- 橋本尚・山田善隆 [2015] 『IFRS 会計学基本テキスト（第4版）』中央経済社。
- 松尾洋孝 [2014] 「国際会計基準審議会（IASB）会議概要（2014年9月）」『会計・監査ジャーナル』第26巻第12号，55-58頁。
- 松本ゆかり [2012] 「負債・持分区分問題の混乱原因の検討」『企業会計』第64巻第10号，121-127頁。
- 山田辰己 [2011] 「IASB 会議報告（第127～129回会議）」『会計・監査ジャーナル』第23巻第1号，46-60頁。
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA・FASC) [1999] "Comment Letter on the FASB: Liability and Equity," *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 3, pp. 305-307.
- AAA・FASC [2001] "Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 4, pp. 387-400.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社，2002年)
- FASB [1990] *An analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum, FASB.
- FASB [2000a] *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft, FASB.
- FASB [2000b] *An amendment of FASB Concepts Statement No. 6*, Exposure Draft, FASB.
- FASB [2003] *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Statement of Financial Accounting Standard No. 150, FASB.
- FASB [2005] *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, Milestone Draft, FASB.
- FASB [2007] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Preliminary View, FASB.
- FASB [2008a] *Financial Instruments with Characteristics of Equity Comment*

- Letter Summary*, FASB. ([http://www.fasb.org/fi\\_characteristics\\_of\\_equity\\_cl\\_summary.pdf](http://www.fasb.org/fi_characteristics_of_equity_cl_summary.pdf))
- FASB [2008b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Minutes of the October 21, 2008, Joint Board Meeting, FASB.
- FASB [2009a] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Minutes of the March 16, 2009, Board Meeting, FASB.
- FASB [2009b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Board Meeting Handout, August 27, 2009, FASB.
- FASB [2010] “Conceptual Framework—Phase B: Elements and Recognition,” *Project Update*, March 15, 2010, FASB. ([http://www.fasb.org/project/cf\\_phase-b.shtml](http://www.fasb.org/project/cf_phase-b.shtml))
- Hoogervorst, H. and L. F. Seidman [2012] *IASB-FASB Update Report to the FSB Plenary on Accounting Convergence*, 5 April, 2012, IASB/FASB. ([http://www.fasb.org/cs/ContentServer?pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176159985026](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176159985026))
- International Accounting Standards Board (IASB) [2009a] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Developing a Classification Model*, Agenda Paper 12, March 19, 2009, IASB.
- IASB [2009b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Classification Approach*, Agenda Paper 2, September 17, 2009, IASB.
- IASB [2009c] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Classification Approach 4.1*, Joint Meeting Agenda Paper 9, October 26, 2009, IASB.
- IASB [2010a] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Cover Memo*, Agenda Paper 5, January 18, 2010, IASB.
- IASB [2010b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Approach 4.2—Classification of Instruments an Entity Will Settle by Issuing Its Own Shares*, Agenda Paper 5A, January 18, 2010, IASB.
- IASB [2010c] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Revised Appendix B to Agenda Paper 5A, January 18, 2010, IASB.
- IASB [2010d] *IASB Update*, January 18, 2010, IASB.
- IASB [2010e] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Initial Discussion of the Modified IAS32 Approach*, Agenda Paper 3, February 2, 2010, IASB.
- IASB [2010f] *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Broad*

負債・持分概念を巡る混迷

- Classification Questions*, Agenda Paper 15, February 18, 2010, IASB.
- IASB [2010g] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB. (IFRS財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2014』中央経済社, 2014年)
- IASB [2013a] *Conceptual Framework: Draft Discussion Paper, Elements of Financial Statements: Definition of Equity and Distinction between Liabilities and Equity Instruments*, Staff Paper, Agenda 3D, February 2013, IASB.
- IASB [2013b] *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Discussion Paper, July 2013, IASB. (『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し』IFRS財団)
- IASB [2014a] *Conceptual Framework: Initial Strategy: Liabilities and Equity*, Agenda Paper 10B, Staff Paper, April 2014, IASB.
- IASB [2014b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity Research Project: Project Plan*, Agenda Paper 13B, Staff Paper, April 2014, IASB.
- IASB [2014c] *IASB Update*, April 2014, IASB.
- IASB [2014d] *Conceptual Framework: Equity—Distinction between Liabilities and Equity*, Agenda Paper 10H, Staff Paper, June 2014, IASB.
- IASB [2014e] *Conceptual Framework: Equity—Cover Paper*, Agenda Paper 10G, Staff Paper, September 2014, IASB.
- IASB [2014f] *Conceptual Framework: Equity—Consequences of Approaches*, Agenda Paper 10H, Staff Paper, September 2014, IASB.
- IASB [2014g] *IASB Update*, September 2014, IASB.
- IASB [2014h] *Financial Instruments with Characteristics of Equity Research Project: Scope and Next Steps*, Agenda Paper 8B, Staff Paper, October 2014, IASB.
- IASB [2015a] *Effect of Board Redeliberations on DP A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Staff Paper, January 2015, IASB.
- IASB [2015b] *Financial Instruments with Characteristics of Equity Research Project: Identifying the Challenges and Setting out an Approach*, Agenda Paper 5A, Staff Paper, May 2015, IASB.
- IASB [2015c] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, Exposure Draft, IASB.
- IASB [2015d] *IASB Update*, May 2015, IASB.

- International Financial Reporting Interpretation Committee (IFRIC) [2004] *Members' Shares in Co-operative Entities and Similar Instruments*, IFRIC Interpretation No. 2, IFRIC. (企業会計基準委員会, 財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準 (IFRSs) 2007』レクシスネクシス・ジャパン, 2008年)
- Kerr, J. St. G. [1984] *The Definition and Recognition of Liabilities*, Accounting Theory Monograph No. 4, Australian Accounting Research Foundation. (徳賀芳弘訳『負債の定義と認識』九州大学出版会, 1989年)
- Kerr, J. St. G. [1989] *The Concept of Equity in Financial Accounting*, Accounting Theory Monograph No. 9, Australian Accounting Research Foundation.
- Kimmel, P. and T. D. Warfield [1993] "Variation in Attributes of Redeemable Preferred Stock: Implications for Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 2, pp. 30-40.
- Ohlson, J. A. and S. H. Penman [2005] *Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance—with Particular Attention to Employee Compensation Options*, White Paper No. 1, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia University.
- Paton, W. A. [1922] *Accounting Theory: with Special Reference to the Corporate Enterprise*, The Ronald Press Company.
- Pope, P. F. and A. G. Puxty [1991] "What is Equity? New Financial Instruments in the Interstices between the Law, Accounting and Economics," *The Modern Law Review*, Vol. 54, No. 6, pp. 889-911.
- Pro-active Accounting Activities in Europe (PAAinE) [2008] *Distinguishing between Liabilities and Equity*, Discussion Paper, PAAinE.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks,'" Accounting Series Release No. 268, *SEC Docket*, Vol. 17, No. 20, pp. 1412-1419.
- Vatter, W. J. [1947] *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*, University of Chicago Press. (飯岡透・中原章吉訳『バッター—資金会計論』同文館出版, 1971年)
- Woods III, C. C. and H. G. Bullen [1989] "An Overview of the FASB's Financial Instruments Project," *Journal of Accountancy*, Vol. 168, No. 5, pp. 43-47.